

檀原市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年5月13日（水）午後2時00分から午後2時30分
2. 開催場所 リサイクル館かしはら 1階会議室
3. 出席委員（14名）

1番 安田 宗義（副会長）	2番 坂口 洋
3番 北吉 温能	4番 林田 至玄
5番 吉川 作衛	6番 上田 逸朗（会長）
7番 吉田 昌功	8番 中川 眞一
9番 堀田 雅三	10番 森川 千鶴子
11番 岡本 和久	12番 石井 三智子
13番 森田 尚子	14番 谷口 敏彦
4. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件
 - 第3 第2号議案 農地法第5条農地転用許可申請に関する件
 - 第4 第3号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）に関する件
 - 第5 第4号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利移転）に関する件
 - 第6 報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出に関する件
 - 第7 報告2 農地法第18条第6項の通知に関する件
 - その他 農地中間管理事業に係る農用地使用貸借契約の解約に関する件
生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件
農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件

5. 会議の概要

事務局

ただ今より、令和8年5月総会を開催いたします。
では、はじめに、上田会長からご挨拶をお願いいたします。

上田会長 挨拶

議長

委員の皆様方には、お忙しいところご苦労さまです。しばらくの間、ご協力をお願い申し上げます。

本日の出席委員は14名であり、法定数に達しておりますので、これより令和8年5月の総会を開会いたします。それでは、本日の議事日程を事務局から申し上げます。

事務局 議案書の議事日程を朗読

議長

これより日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名については、14番 谷口敏彦委員と、1番 安田宗義委員を指名いたします。お二方、よろしく申し上げます。

議長

日程第2、第1号議案、農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件は4件です。

なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等につきましては、現地調査の結果を踏まえ、ご説明をお願いいたします。

1番及び2番は贈与によるもの、3番及び4番は、売買による所有権移転許可申請です。事務局からは以上でございます。

議長

第1号議案の案件は、小委員会にかかっておりません。

まず、1番の調査の結果説明を地区担当農業委員の森田委員さんからお願いします。

森田委員

1番、高殿町***の田、2,204㎡外1筆は、市立香久山小学校から西約700mに位置し、**町の** **氏、父である** **氏から、贈与により譲り受けられるものです。

譲受人は、以前から家族で耕作されており、耕作能力もあることから適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に2番の調査の結果説明を、地区担当農業委員の北吉委員さんからお願いします。

北吉委員

2番でございますが、膳夫町***の田、1,127㎡は、市立香久山小学校から東約400mに位置し、**町の** **氏が、**市の** **氏から、贈与により譲り受けられるものです。

譲渡人は相続によって農地を取得した非農家であり、知人で農家である譲受人が贈与を受けることになったものです。譲受人は、農作業歴があり、農機具も所有していることから、耕作能力があり適当であると思われます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に3番の調査の結果説明を、地区担当農業委員の石井委員さんからお願いします。

石井委員

3番、五条野町***の田、578㎡は、市立畝傍東小学校から南約200mに位置し、**町の** **氏が、**町の** **氏から、売買により譲り受けられるものです。

譲受人は、隣接農地の耕作者で、農作業歴があり、農機具も所有していることから、耕作能力があり、適当であると思われます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に4番の調査の結果説明を、地区担当農業委員の坂口委員さんからお願いします。

坂口委員

4番、小槻町***の畑、314㎡は、市立真菅北小学校から西約1kmに位置し、**町の** **氏が、**市の** **氏から、売買により譲り受けられるものです。

譲受人は、近接農地の所有者で、農作業歴があり、農機具も所有していることから、耕作能力があり、適当であると思われます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長

以上で、第1号議案、1番から4番の説明が終わりました。

ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第1号議案、1番から4番の、農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員の賛成によって、第1号議案の1番から4番は許可と決定いたしました。

議長

日程第3、第2号議案、農地法第5条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第5条農地転用許可申請に関する件は1議案1件です。

1番は、売買による所有権移転により、青空資材置場として転用したいと申請されたものです。申請地の農地区分は、JR金橋駅から600mの範囲の区域にあり、宅地化割合が40%を超えていることから第2種農地に該当し、転用可能と考えます。事務局からは以上です。

議長

第2号議案は、小委員会にかかっております。それでは1番の現地調査の結果説明を、地区担当農業委員の谷口委員さんからお願いします。

谷口委員

1番、曾我町***の田、1,735㎡につきましては、JR金橋駅から東約600mに位置し、*
*町の***株式会社が、**町の** **氏から売買により所有権移転し、青空資材置場
として転用するため申請されたものでございます。

譲受人は、申請地の南隣接地に青空資材置場を所有している法人で、現在の資材置場が手
狭になったために、申請地を転用しようとするものです。

申請地の周辺には、北と東に田が残っています。

北東側・隣接の田については、申請地の内部に、隣地へ通水するため手掘りの水路が設けら
れておりますので、北東側・隣地の耕作に支障が出ないよう、この水路をこれまでと同様に残
すよう設計されています。

北西側・隣接の田については、間に里道を挟んでおりまして、取水排水は西側の用水路を利用
していますので、転用による影響はないと考えます。

東側・隣接の田は遊休農地であり、間に里道を挟み、取水排水は南側水路を利用できますの
で、これも転用による影響はないと考えます。

なお、地元自治会と水利組合は同意されていますが、北西側の隣地所有者の内1名と、東
側の隣地所有者の1名からは理解が得られず、同意を得られていない状況です。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に、小委員会での審査の結果説明を、安田副会長から申し上げます。

安田副会長

審査では、主に、隣地の同意についての確認を行いました。

申請者に説明を求めたところ、北西側隣地については、何度も足を運んで誠心誠意説明し、
同意をいただけるよう努力をしましたが理解が得られず、東側隣地については、何度連絡し
ても話を聞いてもらえず、住居も分からず、同意を得ることができなかったとのことでした。

申請に当たっては、これらの事情を説明した経緯書が提出されております。トラブル等が
生じた際には責任をもって対処する旨が記載されております。

また、譲受人は、以前に南側隣地を5条転用し、現在も資材置場として利用している経験
もあることから、事業計画は問題ないと考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

説明につきましては以上でございます。

ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見等がございましたら申し上げます。

－意見なし－

議長

それでは、採決いたします。

第2号議案1番の農地法第5条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員の賛成によって、第2号議案1番は許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

議長

日程第4、第3号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）に関する件を議題といたします。

本案件は、吉田委員さんが当事者である案件を含みますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、当該事案の審議開始から終了まで、吉田委員には退席いただくこととします。吉田委員さん、退席してください。

【吉田委員 退席】

議長

それでは事務局から、議案の説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）に関する件は、7件です。

1番の膳夫町***の田、2,320㎡は、なら担い手・農地サポートセンターが、以前から既に利用権の設定を受けていた農地であって、新たに、**町の** **氏に使用貸借権を設定する計画案です。存続期間は令和11年12月31日までです。

2番の忌部町***の田、1,001㎡は、**町の** **氏から、なら担い手・農地サポートセンターを介して、**町の** **氏に使用貸借権を新規に設定する計画案で、存続期間は令和18年7月31日までです。

以下、すべて使用貸借で、出し手と受け手、存続期間はそれぞれ記載のとおりです。なお、

継続による権利設定は3番及び6番で、その他は新規の権利設定でございます。

事務局からは以上です。

議長

以上で、第3号議案についての説明が終わりました。

ただ今の説明について、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第3号議案、農用地利用集積等促進計画案（権利設定）について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。

よって、第3号議案について、原案のとおり承認し、市長へ回答することに決定いたします。吉田委員さん、席へお戻りください。

【吉田委員 着席】

議長

次に、日程第5、第4号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利移転）に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利移転）に関する件は、1件です。

1番、太田市町***の田、1,927 m²及び同町***の田、1,927 m²は、**町の***氏及び***氏から、なら担い手・農地サポートセンターを介し、**町の***氏が使用貸借権の設定を受けていましたが、**市の***氏に、集積のため、権利を移転するものです。使用貸借期間は令和12年12月31日までです。事務局からは以上です。

議長

以上で、第4号議案についての説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明について、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

—意見なし—

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。第4号議案、農用地利用集積等促進計画案（権利移転）について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

—全員挙手—

議長

全員であります。よって、第4号議案について、原案のとおり承認し、市長へ回答することに決定いたします。

議長

日程第6、報告1、農地法第3条の3第1項の規定による届出に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の3第1項の規定による届出に関する件の報告は1件です。

1番は、常盤町***の田、2,000㎡の内1,000㎡について、**町の** **氏*氏が、相続により賃借権を取得した旨を届け出られたものです。届出日は令和8年4月9日でございます。事務局からは以上です。

議長

以上で報告1の説明が終わりました。ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思っております。いかがですか。

—意見なし—

議長

意見なしとの事ですので報告のとおりとします。

議長

日程第7、報告2、農地法第18条第6項の通知に関する件を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第18条第6項、農地の賃貸借の合意解約に係る通知に関する件の報告は、1件です。1番、常盤町***の田、2,000㎡の内1,000㎡は、先ほどの報告1と同じ案件です。相続により賃借権を相続された**町の** **氏が、賃貸人である**町の** **氏と合意解約されたもので、通知日は令和8年4月20日でございます。事務局からは以上です。

議長

以上で報告2の説明が終わりました。

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思っております。いかがですか。

—意見なし—

議長

ご意見がないようですので、報告のとおりとします。

議長

次に、その他の案件、農地中間管理事業に係る農用地使用貸借の解約通知に関する件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地使用貸借の解約通知に関する件の報告は3件です。

1番、下八釣町***の田、1,530㎡は、なら担い手・農地サポートセンターを介する使用貸借権が、借人である**町の** **氏と、貸人である**町の** **氏の間で合意解約されました。解約日は令和8年4月8日です。

以下、2番及び3番も同様でございます。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思っております。いかがですか。

―意見なし―

議長

ご意見がないようですので、報告のとおりといたします。

議長

次に、その他の案件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件は1件です。

1番は、見瀬町***の畑、218㎡外1筆で、耕作者であった**町の** **氏が、死去されたため、生産緑地法第10条に基づき買取り申出をされるもので、申出者は相続人である** **氏外1名です。地区担当推進委員の西田委員さんにもご確認をいただいております。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の説明のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思っております。いかがですか。

―意見なし―

議長

意見なしとの事ですので、承認することにいたします。

議長

以上で、本総会に提出された案件はすべて議了いたしました。

委員各位には、慎重なご審議をありがとうございました。

これをもって、5月の農業委員会総会を閉会いたします。